

ポルノグラフィ・憎悪表現と言語行為論

江口聡（京都女子大学現代社会学部）

ポルノグラフィを憎悪表現としてとらえ、なんらかの法的な規制をおこなうべきであるとする議論がある。今回注目したいのは、ポルノや憎悪表現は言語による行為であると解釈し、他者への危害行為であるという主張をめぐっての、キャサリン・マッキノン、マリ・マツダ、レイ・ラングトン、ジュディス・バトラーら有力なフェミニストたちによる議論である。

80年代に法学者マッキノンらは、ポルノグラフィを厳しく批判し、法的な対策を提唱し、その結果フェミニスト陣営を分断する論争を引き起こした。マッキノンらによれば、ポルノグラフィは女性を単に不快にし、また女性を従属させている制度を暗に支持することによって、女性に対する暴力を引き起こす原因となるだけではない。ポルノグラフィはそれ自体実際に女性を従属させ、沈黙させるのだとされる。またマツダらは90年代に人種的憎悪表現について同様の主張を行なっている。しかし、単なる文章や画像などの表現が女性や人種的マイノリティグループを傷つけ、隷属させ、沈黙させるということが、単なる比喩やレトリックを越えてどのような意味をもつかは十分明らかであるとはいえない。

このようなマッキノンらの議論に十分明快な哲学的基盤を与えようとしたのがラングトンである。彼女は、J. L. オースティンらの言語行為論に注目した。オースティンによれば、発話は単に記述的な情報を伝達する（発話行為）だけでなく、同時にさまざまな行為をなす。たとえば「ここで私は約束する」という発言はそれ自体が約束という行為であり（発話内行為）、「タバコをやめろ」という発話がうまく行なわれれば、相手を禁煙させるという説得に成功したということになる（発話媒介行為）。

ラングトンはこのような言語行為の分析を援用し、ポルノグラフィや憎悪表現はその表現自体が「発話内行為」であり、ポルノグラフィ的な発話行為そのものが女性を従属させる行為であると主張する。さらにポルノグラフィは、それが女性が性的な関係を拒否するという発話内行為（「ノー」は「ノー」）を不可能にするという意味で、女性の発話内行為の自由を奪うものであるとする。

一方、バトラーはラングトンの議論へ反応し、ポルノグラフィや憎悪表現を発話媒介行為としてとらえるべきことを主張するが、それは哲学的な分析を根拠にするものではなく、むしろ政治的な効用の観点にもとづいたものである。

発表者はこのような議論に混乱があることを指摘したい。まず、オースティンの分析の正当な解釈によれば、たしかにポルノグラフィを言語行為としてとらえることはできるかもしれないが、それは発話媒介行為としてであって、発話内行為としてではない。またラングトンが主張するような発話内行為を行なう自由といったものは、なんらの制約なしに認められるものでもない。したがって、もしポルノグラフィや憎悪表現を法的に規制するべきであるとすれば、それはそれらの発言が引き起こす実際の帰結とその評価にその根拠をもとめねばならない。もちろんその実際の評価は難しい課題である。このためには、カミル・パーリアやアラン・ソーブルらが行なっているように、性的な場面でのコミュニケーションの実際のあり方を詳細に分析する必要がある。